

景観形成チェックシート

(1)チェックシート

- 大規模建築物チェックシート(その1) (ただし和歌山城周辺景観重点地区を除く)
- 工作物・開発行為等チェックシート(その1)

景観形成チェックシート	
届出者名	
設計者名	
行為の場所	
区域	
周囲の景観 (地域資源や景観特性 等の把握)	
計画地の景観上のコン セプト (景観特性等を踏まえ て考えられたコンセプ トや方向性など)	

大規模建築物チェックシート（その2）

項目		景観形成基準 (行為制限の内容)	区域 ア	区域 イ	区域 ウ	区域 エ	基準に対する配慮の内容
共通		①計画地周辺の景観の類型を把握の上、該当する類型別の景観の目標像・方針に即した景観形成を図る。	○	○	○	○	
		②地形・自然の状況、歴史的ななり立ち、市街地形成の経緯やそこで営まれている活動など、計画地周辺の景観の特徴を十分に理解の上、計画へ反映する。	○	○	○	○	
		③周辺の景観との調和に配慮し、景観上重要な資源が近くにある場合は、それとの調和に特に配慮する。	○	○	○	○	
建築物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更 若しくは模様替え又は色彩の変更	A 配置 規模	①現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。	○	○	○	○	
		②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。	○	○	○	○	
		③背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、紀の川、湾・海岸等への良好な眺望を妨げることの無いような配置・規模とする。	○	○			
		④島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。		○			
	B 形態 意匠	①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。	○	○	○	○	
		②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。	○	○	○	○	
		③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。	○	○	○	○	
		④背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等への広がりある良好な眺望との調和に配慮した形態・意匠とする。	○	○			
		⑤昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する。	○	○	○		
		⑥市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。	○		○	○	
		⑦商業地や幹線道路沿道では、まちなみにぎわいや活力が感じられるように形態・意匠を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるようによりや周辺との連続性を意識した形態・意匠とする。					○

大規模建築物チェックシート (その3)

項目		景観形成基準 (行為制限の内容)	区域 ア	区域 イ	区域 ウ	区域 エ	基準に対する配慮の内容
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	C 色彩 素材	①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。	○	○	○	○	
		②外壁の色彩は背後の山地・丘陵地や、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等自然との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。	○	○			
		③外壁の色彩は周辺の住宅地との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。			○		
		④商業地や幹線道路沿道では、まちなぎわいや活力が感じられるように色彩の演出を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した色彩とする。				○	
		⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものを用い、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。	○	○	○		
		⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。	○	○	○	○	
	D 緑化 外構	①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。	○	○	○	○	
		②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。	○	○	○	○	
		③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	○	○	○	
		④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	○	○	○	○	
特定照明	①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。	○	○	○	○		

工作物・開発行為等チェックシート（その4）

項目	景観形成基準 (行為制限の内容)	区域 ア	区域 イ	区域 ウ	区域 エ	基準に対する配慮の内容
工作物の新設、増築、改築等	①周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	○	○	○	○	
	②工作物の周囲や空地においてできるだけ植栽を充実させる。	○	○	○	○	
開発行為／土地の形質の変更	①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。	○	○	○	○	
	②法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。	○	○	○	○	
	③擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。	○	○	○	○	
	④計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。	○	○	○	○	

物件の堆積	①道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とする。	○	○	○	○	
	②道路、公園等の公共の場所から目立たないように、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。	○	○	○	○	
	③計画地周囲の緑化を行うなど、遮へい措置を講ずる。	○	○	○	○	
木竹の伐採	①道路、公園等の公共の場所から目立たないように、伐採の位置や方法を工夫する。	○	○	○	○	
	②計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	○	○	○	

・区域区分は概ね以下のとおりとしています。

4つの区域	10の景観類型	景観類型の内容
区域ア	(1) 丘陵・里山景観 (2) 田園・農村集落景観 (3) 河川景観	・市街化調整区域内 ・紀の川沿いの両岸に面する敷地 ・市街地内河川に面する敷地
区域イ	(4) 湾・海岸の景観 (5) 漁村景観	・自然公園が指定されている区域 ・海際線から約1km内(和歌山北港・本港・南港を除く)
区域ウ	(8) 住宅地等のまちなみ景観	・住居系用途地域(第2種住居地域、準住居地域を除く)
区域エ	その他の市街地景観 (6) 城を中心としたまちなみ景観 (7) 中心市街地(大通り・商店街・駅前等)のまちなみ景観 (9) 幹線道路沿道の景観 (10) 工場・港湾の景観	・上記以外